

主 文

- 1 被告は、原告らに対し、25万9600円及びこれに対する令和6年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 3 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告らの、その余を被告の各負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が原告らのために各10万円の担保を供するときは、その原告との関係において、1項に係る仮執行を免れる
10 ことができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告らに対し、28万8200円及びこれに対する令和6年11月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

15 第2 事案の概要

1 請求の法的根拠

原告は、被告の救急隊員ら（以下、単に「**救急隊員ら**」という。）が119番通報を受けて原告らが所有するマンション「A」（横浜市a区b町所在。以下「**本件建物**」という。）703号室（以下、単に「**703号室**」という。）に臨場した
20 際、703号室の玄関扉等を破壊したなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項による損害賠償権又は消防法29条による損失補償請求権に基づき、損害金又は損失相当額151万4500円のうち28万8200円及びこれに対する令和6年11月19日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めている（原告らの請求権は、いわゆる可分債権であり、各自の請求額はその2分の1に相当する部分であると認める。）。
25

2 前提事実

(1) 原告らは、本件建物を共有している（持分各2分の1）。（甲10）

(2) 救急隊員らは、令和4年2月23日午後2時頃、「新型コロナウイルス陽性で自宅療養中の703号室居住者に数日間連絡が付かない。」との119番通報を受けて703号室に出動し、703号室の玄関扉を破壊して、703号室
5 に立ち入ったが、703号室居住者は不在だった。（弁論の全趣旨〔被告・準備書面1・3～4頁〕）

3 原告らの主張

救急隊員らが703号室に立ち入った結果、原告らは、①本件建物のエントランスのオートロック扉が損傷したため、2万9700円の修理費用を支出した（甲
10 3）他、オートロック扉の建付け不良のためにさらに2万2000円の調整費用を支出し（甲7）、②703号室に隣接した702号室（以下、単に「702号室」という。）の面格子（防犯等の目的で設置された窓用柵）の取付直し費用6600円を支出し（甲12）、さらに、③703号室の玄関扉の交換費用22万9900円を支出すること（甲31）を余儀なくされた。

15 救急隊員らの行動によって原告らに生じた損害等は総額151万4500円にのぼるが、本件ではその一部として上記①～③の合計28万8200円の支払を求める。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

20 各掲記の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

(1) 救急隊員らは、令和4年2月23日午後2時頃、703号室居住者の義姉から「新型コロナウイルス陽性で自宅療養中の703号室居住者に数日間連絡が付かない。」との119番通報を受けて、午後2時15分頃、本件建物に到着したが、703号室からは応答がなかった。

25 救急隊員らは、エントランスのオートロック扉（オートロック機能により施錠される可動側扉と、かんぬきにより常時固定された扉とで構成されている。）

の可動側扉を通常解錠した上、常時固定側扉のかんぬきを外して可動状態にして、本件建物内に立ち入った。(甲 8、乙 2 [1～2 頁])

5 (2) 703号室の玄関扉は施錠されており、玄関扉から室内に立ち入ることが困難であったことから、救急隊員らは、702号室の共用廊下側面格子を703号室の窓と誤認して、そのねじを外したところ、702号室居住者から窓越しに「何をやっているんだ。」と言われた。

救急隊員らは、面格子が703号室のものではないことに気付き、702号室居住者に事情を説明するとともに、面格子を元に戻した。(乙 1)

10 (3) 救急隊員らは、703号室居住者や本件建物の管理会社などと電話連絡を取ろうと試みたが、いずれも連絡がつかなかった。

救急隊員は、出場指令から1時間が経過していたことなどから、通報者から「本人に請求させるので構いません。」と玄関扉破壊の承諾を得て、午後3時05分、バールを使用して玄関扉のデットボトル(ドアを施錠する際に錠ケースから飛び出し、ドア枠の穴(ストライク)に差し込まれる四角い金属製の「かんぬき(門)」のこ)付近をこじ開けて玄関扉を開放し、703号室に立ち入ったが、室内に703号室居住者はいなかった。(乙 2 [1～4 頁])

15 (4) 救急隊員らは、午後3時15分頃、本件建物から引き揚げたが、その際、エントランスのオートロック扉の常時固定側扉のかんぬきを元に戻すことはしなかった。(甲 8、乙 2 [3 頁])

20 (5) エントランスのオートロック扉は、遅くとも令和4年3月12日までには、解錠がスムーズにいかないという不具合が確認された。

上記不具合は、救急隊員らが常時固定側扉のかんぬきを元に戻さなかった結果、常時固定側扉が不安定な状態となって、オートロック機能がうまく作動しなくなり、居住者らが可動側扉と常時固定側扉とを一緒に押して扉を開くという動作を繰り返したためにデッドボルトが歪んで発生したものと考えられる。

25 原告らは、同月頃、可動側扉にテープを貼るなどの応急処置を行った後、令

和6年2月、ストライク穴周辺部品の交換や各種調整等を行い、修理費用2万9700円を支出した。(甲2～4、8、14)

2 原告らの損害賠償請求等について

(1) エントランスのオートロック扉について

5 ア 認定事実(5)のとおり、救急隊員らが常時固定側扉のかんぬきを元に戻さなかつた結果、オートロック扉の解錠がスムーズにいかないという不具合が発生し、原告らは、令和6年2月、ストライク穴周辺部品の交換及び各種調整等を行って、2万9700円の修理費用の支出を余儀なくされたものと認められる(オートロック扉は、令和4年3月に原告らが応急処置を行った後、約2年
10 間、一応使用が可能な状態にあったと考えられるが、上記応急処置は可動側扉にテープを貼るといったものにすぎず、その後、不具合を根本的に修理する必要がなかつたということとはできない)。

 上記2万9700円の修理費用は、救急隊員らの過失行為によって生じた損害と認められ、これを理由とする原告らの国家賠償法1条1項による損害賠償
15 は理由がある。

 他方、原告らは、令和6年9月にも再度扉の建付け不良の調整等を行ったとして、その修理費用2万2000円(甲7)も損害として主張するが、管理人の陳述書(甲14)などを見ても、オートロック扉の不具合についてこのように短期間に再度の修理を要するに至った理由は必ずしも判然とせず、これは、
20 救急隊員らの行為と相当因果関係を有する損害であると認めることはできない。

イ 被告は、救急隊員らには常時固定側扉のかんぬきを元に戻す義務を負わないと主張するが、常時固定側扉のかんぬきを外したままでは常時固定側扉が不安定な状態となり、その後のオートロック扉の開閉動作に伴って何らかの不具合を生じる可能性があることが当然予見できるのであって、これを元に戻す義務
25 がなかつたということとはできず、被告の上記主張は採用できない。

 また、被告は、救急隊員らが撤収後、オートロック扉の施錠に支障が生じて

いないか確認することを原告らが怠ったとして、過失相殺を主張するが、原告らがそのような確認を行う義務を負っていたとは認め難く、被告の上記主張も採用できない。

(2) 702号室の面格子について

5 認定事実(2)のとおり、救急隊員らは、702号室の面格子のねじを外すなどしたが、その後、面格子を元に戻したものであって、702号室居住者から面格子の修理要請等が被告になされたことはなく(乙1)、これによって何らかの補修を要するような不具合が生じたとは認められない。

10 原告らは、救急隊員らが面格子を元に戻さずに立ち去ったとする管理人の陳述書(甲14)を提出するが、面格子を外すという行為が原因となって702号室居住者との間でトラブルが生じていた(認定事実(2))という状況下で、救助隊員らが面格子を元に戻さずに立ち去ったとは考え難く、この点に関する原告らの主張は採用できない。

(3) 703号室の玄関扉について

15 ア 救急隊員らが703号室の玄関扉を破壊した結果、原告らは、玄関扉の交換費用22万9900円を支出することを余儀なくされたものと認められ(甲31)、被告は、国家賠償法による損害賠償責任を負う。

イ 被告らは、救急隊員らによる703号室の玄関扉の破壊は、消防法36条8項が準用する同法29条1項により違法性が阻却される旨を主張する。

20 しかしながら、同法36条8項(29条1項等の規定は、水災を除く他の災害について準用する。)、29条1項(消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。)は、火災などの災害が発生した場合、
25 広く公共の危険を招くおそれがあることから、これら災害対象物及びこれらのものの在る土地を使用することなどについてその違法性を阻却する規

定と解され、本件における救急隊員らの出動のような、新型コロナウイルスという「疾病」により人命の救助が必要になった場合を対象としたものということはできない。このことは、同法2条9項が「救急業務」の定義において、「災害による事故等」と「災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令に定めるもの」とを区別し、消防法施行令42条が後者について「屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病」と定めていること（この定めは、「疾病」が「災害による事故等」に含まれないことを示すものである。）からも明らかである。

被告は、消防組織法1条の「災害」に、消防法施行令42条所定の上記「疾病」が含まれると解されることを踏まえ、消防法36条8項の「水害を除く他の災害」にも「疾病」が含まれると解すべきであると指摘するが、上記のとおり消防法の文言上、「疾病」が「災害による事故等」に含まれないことが明らかであることに加え、消防組織法と消防法の趣旨目的は異なるのであるから、両者のいう「災害」の定義を同一に解すべき理由はない。

また、これを実質的に見ても、本件において703号室居住者の安否を確認するために救急隊員らが玄関扉を破壊したことは真にやむを得ない行為であったといえることができるが、だからといって、703号室居住者の生命に何らかの危険をもたらしたわけでもない原告らが、その所有する財産（703号室の玄関扉）を何の補償もなく破壊されることを甘受すべき立場にあったといえることはできず、原告らの損害賠償請求権が否定される正当な理由はないものというべきである。

被告の上記主張は採用できない。

ウ また、被告は、原告らが賃貸借契約に基づいて703号室居住者に対して玄関扉の修繕費用を請求し得ることを理由として、原告らに損失が生じていないとも主張するが、原告らが703号室居住者から現に修繕費用の支払を

受けたと認めるに足りる証拠はなく、被告の上記主張も採用できない。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

5 横浜地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官

高 木 勝 己

10 裁判官中保秀隆及び裁判官楠本康太は、填補のため署名押印できない。

裁判長裁判官

高 木 勝 己

15